

| 政務活動記録簿 (年会費負担) | | | | |
|---------------------------|--|-------|---|-------|
| 会派・議員名 小林 照代 | | | | |
| 年 月 日 | 2019年6月10日 | | | |
| 年会費名 | 建設政策研究所2019年度会費 | | | |
| 相手方 | 特定非営利法人 建設政策研究所 | | | |
| 年会費支払目的 | 情報を収集し、議会での質問に役立てるため | | | |
| 按分率の説明 | すべて政務活動 | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p> | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 年会費 | 2800円 | 主に機関誌購読料・会費 (11000円+振替手数料 200円) ÷ 4 | 60 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 2800円 (すべて政務活動) | | | |
| 備考 | 添付資料： 「建設政策」表紙コピー | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

会員サービス・入会案内及び定期購読

[会員の種類](#)[会員の特典、サービス](#)[年会費・定期購読](#)[加入方法](#)[お問い合わせ](#)

ただいま会員募集中です！

当研究所の会員になって、公正で魅力ある建設産業を実現させませんか！
多くの方のご参加をお待ちしております。

会員の種類

当研究所にはいくつかの会員の種類があります。

1. 団体会員

組織として当研究所に加入する場合、団体会員となります。総会への出席などを通じて、当研究所の運営に参加することができます。

2. 個人会員

個人として当研究所に加入する場合、個人会員となります。総会への出席などを通じて、当研究所の運営に参加することができます。

3. 雑誌購読者

隔月で発行している雑誌『建設政策』を年間で定期購読することができます。ただし、当研究所の運営に参加することはできません。

4. 賛助会員

企業が当研究所の趣旨に賛同いただき、財政的に支援していただくものです。

会員の特典、サービス

1. 当研究所の組織運営に参加することができます。(団体会員、個人会員)

2. 当研究所の主催する各種研究プロジェクトに参加することができます(ただし無制限ではありません)。(団体会員、個人会員)

3. 当研究所の発行する雑誌『建設政策』を口数に応じて購読することができます。団体会員は一口あたり2冊ずつ、個人会員は一口あたり1冊ずつ、雑誌購読者は1冊ずつとなっています。
4. 当研究所の主催・共催・後援する学習会やシンポジウムの案内を受け取り、無料または格安で参加できます。
5. 当研究所が受け入れた図書、資料(ただし販売の対象となっているものを除く)などの文献を閲覧・複写し、借り出すことができます。また、遠方に住んでいる会員などは、文献の複写サービスを受けることができます。
6. 当研究所に調査を委託することができます。

詳細は、当研究所までお問い合わせください。

年会費・定期購読

年会費は下記の通りとなっております。(2016年度より年会費が改定されました→『会費年額変更のご案内』)

| | 会員種別 | 金額・一口 (2015年度まで) |
|---|-------------|---------------------|
| 1 | 団体会員 | 11,000円 |
| 2 | 個人会員 | 5,500円 |
| 3 | 雑誌定期購読者(団体) | 5,760円 |
| 4 | 雑誌定期購読者(個人) | 5,760円 |
| 5 | 賛助会員 | 50,000円 |

加入方法

必要事項※をご記入の上、メールをお送りください。→メール
JDS04066@nifty.ne.jp

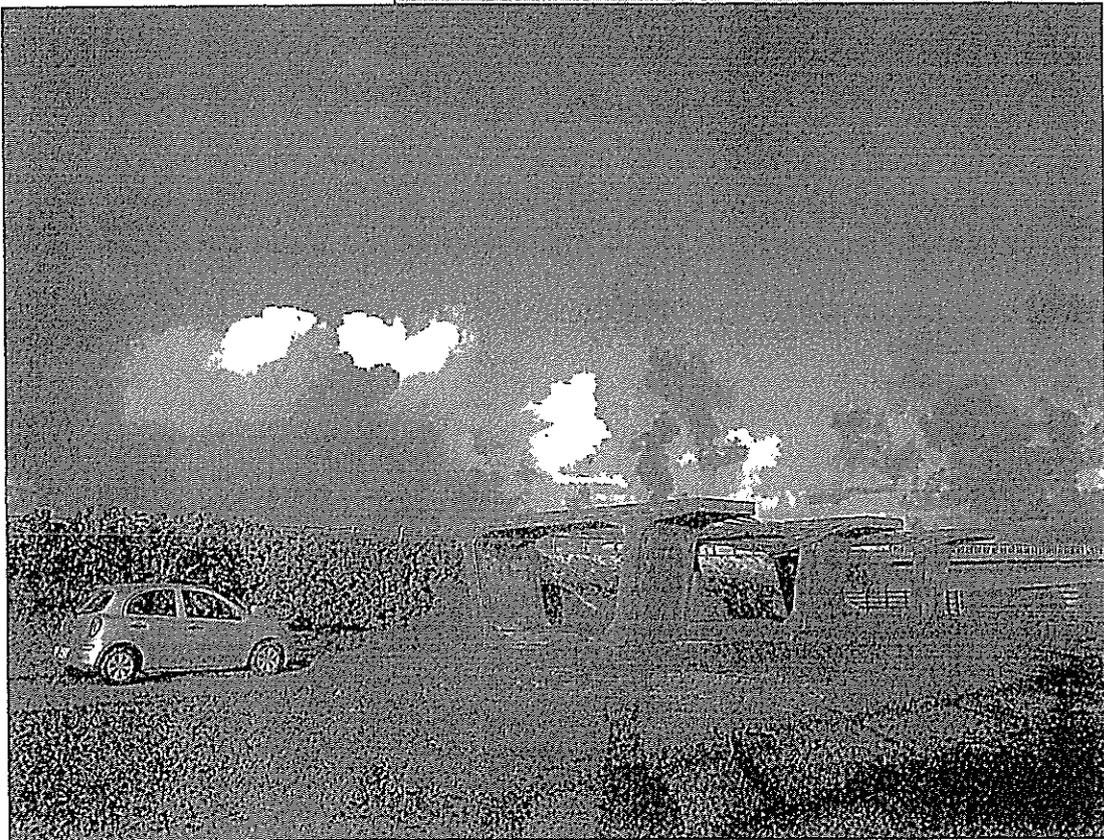
建設 政策

—特集—

建設業における外国人 労働者受け入れの課題

9 2019
No.187

- ◇ 全建総連「建設業一人親方の働く実態等に関するアンケート」の分析～個人請負労働者の権利獲得と処遇改善をめざして～
- ◇ 利益率低下するも高利益率で好調維持～主要ゼネコン22社の2018年度決算分析～
- ◇ 現場就業者の法定福利費の確保と処遇改善が課題 高水準の利益を多角化推進と内部留保増へ充当～主要住宅企業7社の2018年度決算分析～



| 政務活動記録簿 (年会費負担) | | | | |
|---------------------------|---|-------|---------------|-------|
| 会派・議員名 小林 照代 | | | | |
| 年 月 日 | 2019年6月28日 | | | |
| 年会費名 | 奈良自治体問題研究所2019年度会費 | | | |
| 相手方 | 奈良自治体問題研究所 | | | |
| 年会費支払目的 | 情報収集し、議会での質問に役立てるため | | | |
| 按分率の説明 | 県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもつぱら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用 | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる</p> <p>◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行(月1回刊)</p> <p>◆参加者の状況 定期的に行われる講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用</p> <p style="text-align: center;">情報を収集し、議会の質問に活かす</p> | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 2019年度会費 | 3600円 | 奈良自治体問題研究所年会費 | 23 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 3600円 (100%充当) | | | |
| 備考 | 添付資料：機関誌「奈良の住民と自治」表紙、規約(コピー) | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ならの住民と自治

NO.315 2019・6・12

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060
《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126
《郵便振替口座》：00920-0-91468 奈良自治体問題研究所

静岡に勉強に、 交流に行きま せんか



第61回自治体学校 in 静岡 7月27日(土)▶29日(月)

1日目 全体会 7月27日(土) 12:30~17:00 静岡市民文化会館 大ホール

- 記念講演 憲法と自治のチカラが地域の未来を切りひらく 京都橋大学教授 岡田知弘
- 特別発言 日本一小さな村から自治を発信する 高知県大川村村長 和田知士
- 特別発言 水道事業は公営でいいじゃないか

浜松市の水道民営化を考える市民ネットワーク事務局長 池谷たか子

★静岡と全国の地酒を楽しむ交流会(17:30~) 静岡市民文化会館 大会議室

2日目 分科会・講座 7月28日(日) 9:30~16:00 グランシップ/パルシェ

10分科会、2講座、3現地分科会、5ナイター企画

3日目 全体会 7月29日(月) 9:30~11:45 清水文化会館マリナード 大ホール

- 特別講演 対話による協働のまちづくりを語る! 前・静岡県牧之原市長 西原茂樹

★参加費 一般 16,000円/自治体問題研究所個人会員 14,000円
主催 第61回自治体学校実行委員会

5月号同封の案内リーフレットによりお早めに申し込んでください。

3日間通しだけでなく、1日だけ、2日だけの参加でもOKです。

宿泊付きの締め切り日 6月21日(金)まで

宿泊がない場合は 7月5日(金)までです。

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市内におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円（『住民と自治』誌併読は800円）
団体会員は月1口1,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額1口5,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 常任理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第8条 役員は総会で選出する

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べることもできる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する
 - (1) 年間の事業（活動）計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 役員を選出および承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他、必要と認める事項
- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる
- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する
- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

- 2000年 1月29日 制定
- 2001年 1月27日 一部改正
- 2006年 1月28日 一部改正
- 2011年 1月15日 一部改正
- 2018年 1月27日 一部改正

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 小林 照代

| | | | | |
|---------------------------|---|-------|------------------|-------|
| 年 月 日 | 2019年8月16日 | | | |
| 年会費名 | 奈良県統計協会特別会員 (団体) 2019年度会費 | | | |
| 相手方 | 奈良県統計協会 | | | |
| 年会費支払目的 | 統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため | | | |
| 按分率の説明 | すべて政務活動 | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p> | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 調査研究 | 5000円 | 20000円×1/4=5000円 | 39 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 5000円 (100%充当) | | | |
| 備考 | 特別 (団体) 会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則 (部分コピー)、定期刊行物の表紙 (コピー) | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

平成26年商業統計調査(確報)奈良県結果

平成28年9月

奈良県総務部知事公室統計課

奈良県統計協会会則

| | | |
|----------|-----------|------|
| 昭和 2 年 | 2 月 1 2 日 | 総会議決 |
| 昭和 2 3 年 | 8 月 5 日 | 改 正 |
| 昭和 2 4 年 | 3 月 5 日 | 一部改正 |
| 昭和 2 8 年 | 2 月 7 日 | 全面改正 |
| 昭和 2 9 年 | 2 月 2 6 日 | 一部改正 |
| 昭和 3 0 年 | 8 月 2 5 日 | 一部改正 |
| 昭和 3 1 年 | 2 月 2 6 日 | 一部改正 |
| 昭和 3 4 年 | 1 0 月 1 日 | 一部改正 |
| 昭和 3 9 年 | 4 月 2 4 日 | 一部改正 |
| 昭和 4 5 年 | 5 月 2 2 日 | 一部改正 |
| 昭和 5 0 年 | 5 月 1 3 日 | 一部改正 |
| 昭和 5 1 年 | 5 月 2 7 日 | 一部改正 |
| 平成 4 年 | 3 月 2 5 日 | 一部改正 |
| 平成 8 年 | 3 月 1 9 日 | 一部改正 |
| 平成 8 年 | 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 平成 9 年 | 3 月 1 9 日 | 全部改正 |
| 平成 1 7 年 | 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 平成 1 8 年 | 3 月 1 7 日 | 一部改正 |
| 平成 3 0 年 | 6 月 1 日 | 一部改正 |

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 会員

(会 員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で開催を決議したとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
 - (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

- 2 理事会は、次の場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
 - (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

(1) この会の解散

(2) 財産の処分

(3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剰余金及び残余財産)

第28条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表 1)

奈良県統計協会支部一覧表

| 支 部 | 構 成・市 町 村 |
|--------------------|---|
| 都市支部 奈良県都市統計協議会 | 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 |
| 山辺 支部 | 山添村 |
| 生駒 支部 | 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 |
| 磯城 支部 | 川西町 三宅町 田原本町 |
| 宇陀 支部 | 曾爾村 御杖村 |
| 高市 支部 | 高取町 明日香村 |
| 葛城 支部 | 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 |
| 吉野 支部 | 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村 |

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

会派・議員名 小林 照代

| | | | | | |
|------------------------|--|----------------------|-------------------------------|-------|-------|
| 年月日 | 2020年2月13日～14日 | | | | |
| 政務活動先 | 徳島県上勝町、香川県高松市 (香川県庁) | | | | |
| 政務活動の目的 | 上勝町の「ゼロウェイスト事業」・「彩 (いろどり) 事業」と香川県の水道事業広域化事業について行政視察 | | | | |
| 相手方 | 上勝町への行政視察管理合同会社「パンゲア」、香川県庁水資源対策課他 | | | | |
| 内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと | 視察内容、成果等は別紙「視察報告」に記載。 | | | | |
| 視察活動に要した経費 | 行先 | 利用交通機関 | 利用区間 | 金額 | 領収書番号 |
| | 上勝町・香川県 | 自家用車 | 視察全行程 | 1620円 | 116 |
| | 上勝町・香川県 | 自家用車 (高速道路使用料) | 視察全行程 | 3896円 | 117 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 宿泊ホテル 駐車料 | 220円 | 内訳: 高松東急 REI ホテル 駐車料 (1台分) | | 114 |
| | 宿泊費 | 10400円 | 内訳: 高松東急 REI ホテル | | 113 |
| 会費 | 2000円 | 内訳: 上勝町視察事業合同会社への支払い | | 115 | |
| 合計 | 18136円 (すべて政務活動) | | | | |
| 備考 | 経費は宿泊費以外の交通費 (駐車料)、会費について参加者5人で分担。 添付資料: 視察報告 (写真を含む) | | | | |

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

香川県・水道事業広域化、徳島県上勝町・「いろいろ 事業」「ゼロウェイスト」行政視察

報告者：県会議員 小林 照代

期間：2020年2月13日～14日

視察先：徳島県上勝町：香川県（県庁他）

視察主体：日本共産党奈良県会議員団

メンバー：山村幸穂、今井光子、小林照代、太田敦、（事務局員：██████）

（1日目） 「いろいろ事業」と「ゼロウェイスト」（徳島県上勝町）

徳島県上勝町では、いろいろ事業とゼロウェイスト事業を視察。上勝町は、795世帯、人口1517人で、高齢化率52%、山林が90%を占め、平地は10%。毎年40人ほどの人口が自然減で減っています。

上勝町は林業の町で、合わせて棚田のコメ作り、ミカン栽培がおこなわれていましたが、昭和56年の寒波でミカンが全滅。この時、1年中つくれるものが必要と、農協職員だった横石氏の発想で「はっぱ」を商品にする「いろいろ事業」が始められたとされています。

「葉っぱ」を商品にし、次々と工夫と研究もし、高齢者も広く生産者として参加できる町の主要な産業になりました。この事業は、国内10か所、外国まで拡大をしているとのことでした。約200軒の農家の参加で、収入は1軒あたり平均150万円/年になります。農家ごとで収入額は違いますが、それぞれに合うスタイルで営業がされています。このため、上勝町の税収も増えているとのことでした。

上勝町のゼロウェイスト事業は2003年に上勝町議会が「ゴミゼロ宣言」を行い、始めました。

ゼロウェイストとは、無駄、浪費、ごみをなくすという意味があります。上勝町のゼロウェイストに向けた取り組みは 1、リサイクルの取組、2、リユースの取組、3、リデュースの取組、4、その他です。なかでも、住民全ての日々の生活にかかわっているのが（1）生ごみの全量たい肥化と（2）ごみの分別、資源化です。

生ごみたい肥化は電動式生ごみ処理機とコンポストで、各家庭で全量を土に還す。ゴミの分別・資源化は各自が、町内に1か所設置されたごみ・資源集積場「ごみステーション」に持ち込み、45分別をして集積するというもの。自分では持ち込めないという高齢者などには戸別収集をおこなう運搬支援事業が取り組まれています。

高齢者には、「ごみ」が生活上の負担になっているのではと感じました。

ごみの減量化、資源化はどの自治体でも共通した課題です。ゼロウェイスト事業には引き続き注目していかなければなりません。

（2日目） 水道事業の広域化（香川県広域水道企業団・香川県庁資源対策課）

香川県庁で「香川県における水道事業の広域化について」、香川県広域水道企業団と香川県政策部水資源対策課より、お話を伺いました。

香川県は2018年4月から、香川県広域水道企業団により事業が開始されています。全国的には、国の法改正も行われる中、各地で水道の広域化がすすめられようとしていますが、香川県の水道広域化の検討はたいへん早く（2008年）から開始されました。その背景には、慢性的な「水不足」とダムの財政的限界があったとのことでした。

広域化に向けた取り組みでは、10年にわたり、市町村との協議を積み重ねており、市町村の自己水源も最大限残し、湯水への対応など水を供給できる運営が検討されていました。

単価は、今後10年後に統一していく目標で、この間の平均改定率が10%を超える料金改定を回避するため、一般会計からの繰り出しも検討していく、また大規模災害に備える設備整備も検討を重ねているとのこと。

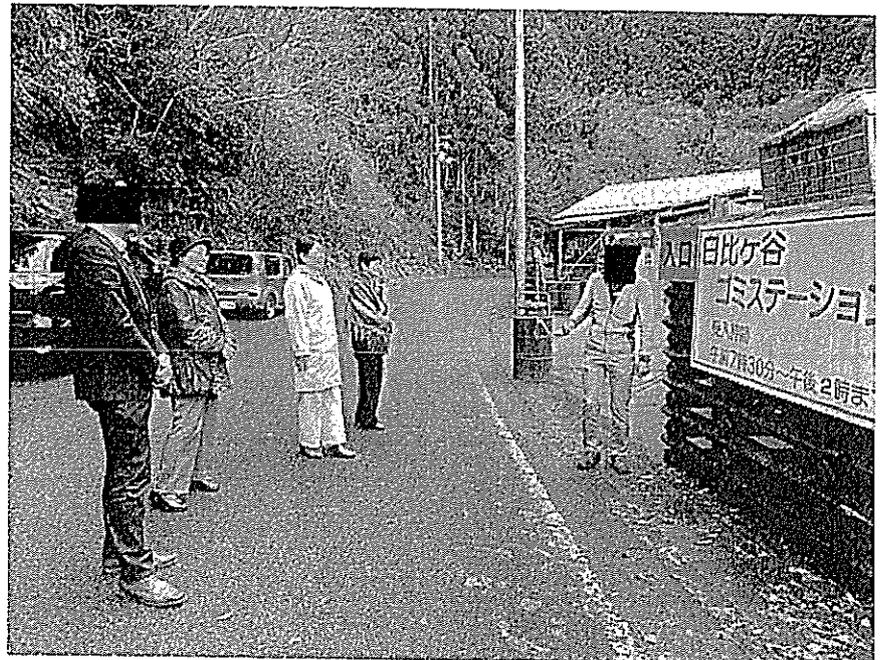
奈良県も県営水道一本化がすすまっていますが、奈良県が香川県と大きく異なるのは“水不足”ではなく、“水あまり”であり、その進め方も県主導、短期間で行われていることです。

「水は命です」、奈良県は現場の市町村の意見を聞いて、専門家や市町村とも協議を積み重ねるべきだと思いました。

(了)



ごみステーション（上勝町）の視察をおこなう視察団（上・下とも）



政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 小林 照代

| | | | | | |
|------------------------------|---|---------------------|------------|--------|-------|
| 年 月 日 | 2020年2月27日 | | | | |
| 政務活動先 | 政府要望 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省) | | | | |
| 政務活動の目的 | 県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。 | | | | |
| 相手方 | 厚生労働省他5つの省庁 (参議院会館でおこなうレクチャー方式) | | | | |
| 内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと | 別紙、「交渉のまとめ」のとおり | | | | |
| 要請陳情活動に要した経費 | 行先 | 利用交通機関 | 利用区間 | 金額 | 領収書番号 |
| | 京都 | 近鉄 | 富雄ー京都 | 640円 | 証 1 |
| | 東京 | 新幹線 | 京都ー東京 (往復) | 27290円 | 119 |
| | 国会議事堂 | 東京メトロ | 東京ー国会議事堂 | 170円 | 証 2 |
| | 東京 | 東京メトロ | 国会議事堂ー東京 | 170円 | 証 3 |
| | 奈良 | 近鉄 | 京都ー富雄 | 640円 | 証 4 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 合計 28910円 (すべて政務活動) | | | |
| 備考 | 添付資料：政府要望のまとめ | | | | |

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

2・27 政府要望交渉のまとめ

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村 幸穂

県会議員 今井 光子

県会議員 小林 照代

県会議員 太田 敦

2020年2月27日、日本共産党奈良県会議員団と同奈良県地方議員団は厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省の5省庁に要望書を提出。県民要求にもとづく交渉をおこなった。

1日で、5つの省庁への要望であることから、場所を参議院会館内1か所とし、時間帯を設定し、各省庁の担当者が入れ替わるようにした。清水ただし衆院議員、大門みきし参院議員、山下よしき参院議員秘書も同席した。(下写真)



とき/2020年2月27日

ところ/参議院会館

要望した項目は以下のとおり。

【国土交通省】

- 1 地方公共交通への支援について
- 2 国営平城宮跡歴史公園整備事業について
 - (1) 大極殿院復元整備事業
 - (2) 近鉄線の移設について

【経済産業省】

新型コロナウイルス対策の強化を求める要望

【厚生労働省】

新型コロナウイルス対策の強化を求める要望

【観光庁】

新型コロナウイルス対策の強化を求める要望

【防衛省】

奈良県が五條市に誘致しようとしている陸上自衛隊駐屯地に関する要望

新型コロナウイルスの感染防止対策、観光業など影響を受けている事業者への支援、国保料の子ども均等割り廃止、巡回バスなど公共交通への補助拡充、平城宮跡国営公園整備、近鉄線の踏切対策、五条市への自衛隊誘致と2000メートル滑走路などについて、それぞれ県民の声を伝え、対策の推進を求めました。各担当職員からレクチャーを受けました。

交渉の結果もふまえ、県議会での質問や関係機関への働きかけ・要望に活かしたい。

それぞれの要望にたいする対応者は以下の通り。

新型コロナウイルス対策

観光庁観光産業課 松浦課長補佐
通商政策局北東アジア課 荻野課長補佐
商務 SG 消費・流通政策課 依田課長補佐 同クールジャパン政策課 長谷川課長補佐
中小企業庁事業環境部金融課 海老原課長補佐 同技術・経営革新課 竹尾課長補佐

平城宮跡歴史公園整備

都市局公園緑地・景観課 澤田課長補佐 同街路交通施設課 堺連続立体交差係長
鉄道局施設課 井相田課長補佐 道路局路政課 金森課長補佐

地方交通

地方交通 総合政策局地域交通課 平賀課長補佐

病床削減・国保

保険局国民健康保険課企画法令課 菅原
医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 坂井計画係長
医政局看護課 竹中人材確保係長 医政局医事課 扇屋課長補佐

自衛隊誘致

防衛省 防衛計画課 名尾 同施設計画課 野村

(了)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

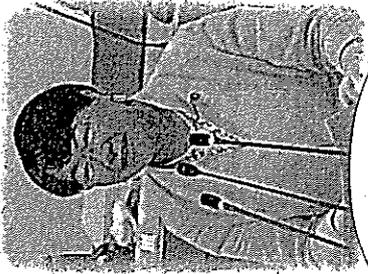
会派・議員名 小林 照代

| | | | | | |
|-----------------|---|---------|---------|--------------------------------------|-------|
| 年 月 日 | 2019年9月6日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 「日本共産党奈良県議会だより」2019年8、9月 (NO. 107) (135400 枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良県民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (122900 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12500 枚) | | | | |
| 発行目的 | 6月定例奈良県議会の提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | 4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している(すべて政務活動) | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、意見書提案、討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・奈良市庁舎耐震化問題で、市長と市議会が耐震化促進をしようとしたのに県知事が「移転新築」を提案し、議会が混乱したが、地方自治の原則に反してはいないかと、県知事がおこなった「横やり」をただした。 ・県が五條市に2000㎡滑走路付き防災拠点整備をすすめる検討を開始しているが、滑走路の必要性をただし、かつ、すぐにでも必要な防災拠点整備を先送りしている現実を指摘。直ちに防災拠点の整備、消防学校の移転開設をするよう提起し、意見を求めた。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 91253 円 | 2.75 円×122900 枚×1.08 (消費税) ×1/4 | 48 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 75330 円 | 279000 円 (135400 枚) ×1.08 (消費税) ×1/4 | 51 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 合計 166583 円 (100%充当) | | | | |
| 備考 | 会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2019年8、9月号 (No.107) | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

県立高校問題、県政運営の基 本姿勢を問う

今井光子議員が代表質問



代表質問
今井光子議員

2019年6月25日

今井光子議員が日本共産党を代表し、県民の理解を得るべく、県立高校問題について「高校再編・志願者数・地域別影響」など、日本共産党が一貫して取り上げてきた問題が争点となり、県民の声を聴かずに県政のあり方が問われた」として、県政運営の基盤を問うた。

議員は「政府が支持された結果」と述べ、県民は関知しない態度を表明した。

また、今井議員は県立高校再編化の進捗について「この間、県立高校めぐりの訪問が断絶されるなど、反対の声はますます高まっている。いま無難なやりかたで取り返しのつかない結果を生む

と、広く県民の理解を得られぬまま進められた。市田議員は「反対の声は遠くにいるが、計画の進捗が必死と述べ、賛成しなくてはならない状況について、県民の理解を得られぬまま進められた」と述べた。

今井議員はこのほか、10月から予定されている滑走路延伸について中絶を求めると、五條市に計画している新線路の延伸について2000以上の滑走路延伸計画の進捗について、県民の理解を得られぬまま進められた」と取り上げ

待機児童解消 保育士確保

小林照代議員が一般質問



一般質問
小林照代議員

2019年6月26日

小林照代議員が一般質問をもち、2015年から子ども育ち新支援制度が決定したものの待機児童が拡大している問題を指摘し、県民の理解を得られぬまま進められた。また、女性児童は、待機児童188人のうち、163人が説明。原因は法的な保護者の増加や保育士不足であり、県民に合った施設整備や保育士確保が重要と述べ、市町村を支援する考えを示した。また、西和地区セブンス婦人科

が8月から分断中止となり、総合センターの運営が滞り、県民の理解を得られぬまま進められた。また、女性児童は、待機児童188人のうち、163人が説明。原因は法的な保護者の増加や保育士不足であり、県民に合った施設整備や保育士確保が重要と述べ、市町村を支援する考えを示した。また、西和地区セブンス婦人科

小林議員はこのほか、県有施設の運営問題や無償化施設整備などについて取り上げました。

性犯罪法の見直しを 人権委一致で意見書 採択

日本共産党が提案した「性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書」を全会一致で採択。議員は「性犯罪に関する法律の見直しを求め、刑法に位置づけるとともに、被害者に対する支援を強化する必要がある」と述べた。



意見書を採択する本田議員

総額256億円という大型の「奈良県令和元年度6月補正予算案」には、「大規模広域防災拠点の整備」2500万円（補助金1000万円）、「関西国際空港・リニア中央新幹線接続新線の調査・検討」2500万円が計上されました。知事が抱いた「夢」(2018年12月20日)「知事定例記者会見」を、具体化したものです。

県の説明では「南海トラフ巨大地震等に備えた大規模広域防災拠点(2000)の滑走路延伸を五條市内に整備する構想を策定するため」としており、また、リニア中央新幹線接続新線は「奈良市付添駅」から五條市を通過し、関西国際空港に結ぶリニア新支線に関する調査・検討事業とされています。

日本共産党議員団は、同補正予算案は不意不慮の大規模公共事業をすすめることが前提となっており、県民の理解を得られぬまま進められた。また、女性児童は、待機児童188人のうち、163人が説明。原因は法的な保護者の増加や保育士不足であり、県民に合った施設整備や保育士確保が重要と述べ、市町村を支援する考えを示した。

奈良県になぜ2000以上の滑走路が必要なのでしょう。知事は、「リニアが来たら、その土が760万立方メートル出る。この土をばらばらに五條の大規模防災拠点をつくる」南海トラフ地震があると大規模な津波が来るといわれる。この山形空港の例で言うと、この土をばらばらに五條の大規模防災拠点をつくる。知事は、「リニアが来たら、その土が760万立方メートル出る。この土をばらばらに五條の大規模防災拠点をつくる」南海トラフ地震があると大規模な津波が来るといわれる。この山形空港の例で言うと、この土をばらばらに五條の大規模防災拠点をつくる。

また、総務課長委員会の山村議員の質問に答えて知事公

奈良公園内への高層ホテル建設 近隣住民の声を受け止めよ

奈良公園内の高層裁判所跡地へのホテル建設工事めぐり、近隣住民から「大規模な騒音や振動が頻りに起こり、100年以上の歴史を持つ奈良公園の景観が損なわれる」として、県民の理解を得られぬまま進められた。また、女性児童は、待機児童188人のうち、163人が説明。原因は法的な保護者の増加や保育士不足であり、県民に合った施設整備や保育士確保が重要と述べ、市町村を支援する考えを示した。

奈良公園内には「二部世帯から苦情が寄せられたので工事業者に改善を求めた」と述べた。この問題を巡っては、近隣住民が開発許可の取り消しを求めて奈良市建設委員会に審査請求しており、奈良地裁にも提訴され、現在、審理が続いている。

四角がどど地点の整備は、先送りすることなく進めよ！

奈良市長は「県は、自衛隊駐地を(今も)誘致する立場。県が整備するものではないので、その意味合いで広域防災拠点と先行して進めている」と答弁。また、小林照代議員も総合防災対策特別委員会で、ヘリポート併設を説明していたことについて「ただ、県は、自衛隊駐地だけでなく、自衛隊駐地誘致の関係を示唆している」と述べた。

小林議員は、①夜寝のために、五條市から大規模な騒音が予想される滑走路まで行くには、騒音対策が重要と指摘。②五條市を中心とした1000m以内の中核部、関西国際、大規模広域の3つの拠点と、八咫宮の地元の管理運営、八咫宮の6つの空港が集中している。なぜ、奈良県に滑走路(空港)が必要なのか。③今後、管制施設を付設する必要がある。④南海トラフ地震に備えて整備をすすめている「アンカールト」が完成している。現状をだし、巨大地震の発生は避けられずあるが、2000以上の滑走路やリニア新支線計画、さらには自衛隊駐地誘致などを付け加えて、急がれる広域防災拠点の整備をどう進めようかと進められている。県の姿勢を厳しく指摘。「アンカールト」整備が完了し、老朽化した県立学校の整備新線を含む広域防災拠点整備の整備をすすめることと主張しました。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

| | | | | | |
|-----------------|--|---------|--------|------------------------------------|-------|
| 年 月 日 | 2019年12月10日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 「日本共産党奈良県議会だより」2019年11月 (NO. 108) (131600枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良県民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (119000枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12600枚) | | | | |
| 発行目的 | 9月定例奈良県議会の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | 4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している (すべて政務活動) | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・9月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、意見書提案、討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・消費税10%への増税など県民生活、地域経済に重大な打撃をあたえているなか、県財政を県民の暮らしによりそったものに転換するよう提起。大型ハコモノなど不要不急の事業に大金を投入する県予算の在り方に意見を述べた。 ・厚生労働省が病床数削減のために県内5つの公的公立病院の再編・統合について問題提起をしたことに、地域に貢献している5病院を守れと提案。 ・請願者による請願の趣旨説明ができるよう議会の改革を提案。一定の条件のもとではあるが請願者による請願趣旨説明ができるように改善の方向が確認されたことを知らせた。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 89993円 | 2.75円×119000枚×1.10 (消費税) ×1/4 | 85 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 74800円 | 272000円 (131600枚) ×1.10 (消費税) ×1/4 | 88 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 合計 164793円 (100%充当) | | | | |
| 備考 | 会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2019年11月号 (No.108) | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

消費税10%増税は暮らしに地域経済に大打撃

今も国民の暮らしにのりそつた増税運営を

10月1日から消費税が10%に引き上げられました。お暮らしはどうか。非同業増税が増税後に実施した世論調査によると、日本経済の先行きについて「不安」を感じる層は全体の計70.9%。また、増税に伴い増大された「経済格差」制度は複雑だと思った人が82.4%でした。国民の暮らしや経済に大きな打撃となっています。日本共産党奈良県議会は「今こそ国民の暮らし最優先の増税運営を」



山村幸徳議員

を9月議会に臨みました。議案の採決にあたり山村幸徳議員が討論に立ち、提出された3議案のうち一般会計補正予算と食と農の魅力創造関係

は停滞する他の道路へ迂回させられます。乗客を降ろしたバスは往復1時間以上かかる駐機場に移乗されるため、観光バスの運転手からは「遅くて休憩時間が確保できない」と不評です。非営利の300人収容のレクチャーホールや飲食店、歴史博物館も利用がす

「いつもカラカラ」ししかも渋滞悪化を引き起こす

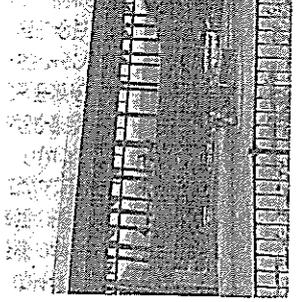
今春、県庁のとなりにおこなった「奈良公園バスターミナル」。奈良公園や真庁を訪れる人たちが自由に利用できる駐車場(265台)を撤去し、バス専用として建設されました。バスターミナルとホテル、飲食店がちなる場合施設ですが「いつもカラカラ」と不評です。5、6月の利用は約7千台で、当初見込んでいた1万5千台の半数にも届いていないと報道されました。さらに、「奈良公園内の渋滞解消」を目的に建設されたにもかかわらず、新たな渋滞を引き起こしています。

日本共産党は予算委員会、非議員、決算委員会、太田議員が追及しました。並知事知事は施設の利用方法について一部改善する方針を決めましたが、一方で「観光バスが民間駐車場に流入しているのが問題」「大仏だけ見に来る人は来なくていい」などと述べたことが波紋を呼んでいます。

利用しにくく、観光客のニーズに合わない施設のあり方の再検討を

このバスターミナルの乗降スペースはわずかの台で完全予約制。一般の乗用車は利用できません。西方面からしか入場できないため、他方面から来るバス

「45億円の無駄使い」と批判受ける 奈良公園バスターミナル



すんでいません。日本共産党は計画された当初から「新たな渋滞を引き起こす」「民間駐車場や奈良市ともよく

大乗の非営利バスにシブ指定等乗車について「同乗者が赤字経営で同様に徴収がされていることから認められない」と指摘し反対。また、郡県道路研究所を教育委員会から知事部局に移す議案や、県立文化財を破壊

小林てるよ議員が代表質問に立ちました。奈良市は各

協議し渋滞解消を急ぐべき」と指摘してきましたが、県は「時代の最先端の渋滞解消策」と説明し、県議会も日本共産党以外ほとんど批判せず進行しました。予測通りの展開となった今回の事態。今からでも反省し、施設のあり方について再検討すべきです。

「利用しよかった」と思える改善こそ

今井光字議員が予算委員会、登大路バスターミナルの運営について追及しました。最近顕著している集中豪雨との関係で、バスターミナル周辺の道路が一部冠水したことから、バスターミナルの洪水調整について、春日本共産党や興福寺の駐車場を使用停止にしてバスターミナルの使用をうながすことについて、○予約システムの改定について、○上三橋のバスアールが乗務員さんから不評であることについて質問。バスターミナルが「利用しよかった」と感じ、「また来たい」と思えるものにして、利用した人が奈良の観光を全国に広げる役割を果たしてもらえよう改善をすべきだと求めました。

これにたいして県は「上三橋の休憩所は検討すると回答。洪水調整は地下に設置した調整池で対処している。また、料金設定や予約システム、バスの交通管理などは引き続き関係者と協議、検討を深めると答えました。

しかねない平城京トータル構想を念慮設計案に反対しました。

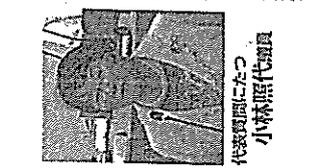
また、太田議員は昨年度決算認定について討論に立ち「税金は国民のために使われてこそ意味がある」とし、奈良公園バスターミナルについて「見通しが甘かったと意見が出ている」と指摘(仮称)奈良県国際芸術村建設事業について「建設費だけで約億5000万円と大きい事業の見直しは不適切」とし、反対しました。そのほかの議案には賛成しました。

知事による奈良県政への関与 混乱招いた責任を問う

小林照代議員代表質問

小林てるよ議員が代表質問に立ちました。奈良市は各

の府県化を巡り、荒井知事が「改修より転移の方が得策」と提案と野合、奈良市と奈良市議会が混乱したことについて「地方自治法に抵触する趣意行為ではないか」と質問。荒井知



小林照代議員

事は「対案を出しただけで問責ではない」「地方自治法に反しない」と述べ、持論を展開しました。

小林議員は、奈良市に混乱を持ち込んだことへの反省がないことは残念を表明しました。

児童虐待防止 専門性確保へ支援を

また、小林議員は子どもの虐待防止に向けた体制強化について「児童福祉司1人あたりの相談件数が、国の目標とする40ケースを超えないように人員増を」「必要な専門性を確保できるように研修の充実を」と求めました。子ども虐待対策は「人員確保に努め、研修を保障する」とも述べました。

日本共産党 奈良県議会だより
NO.108
2019年11月

日本共産党奈良県議会だより編集委員会
 編集長 山村幸徳
 編集委員 小井光字、太田議員、山本議員、小林てるよ、大田議員、興福寺議員、県議会議員

〒630-8501 奈良市多門町33番地(県議会内)
 TEL074275231 Fax0742771492
 Eメール naraket-icp@forest.ocn.ne.jp

地域医療を壊す公立・公的病院の再編統合抑しつぎやめよ 厚生労働省の指摘し「再検証」は撤回を

市民の再編反対要望

厚生労働省は9月26日、病棟統合を断ずることを目的に公立病院を統合するもの病院について、再編や統合が必要として「再検証」を行い、院名を発表しました。

県内ではら病院（発生系委員病院）発生系中和病院、発生系御所病院、発生系総合（こりり）クリニック、南相模病院（発生系委員病院）があげられます。厚生労働省が公立病院を再編したのは近隣同様の業務を持つ病院があるための機

機運によるもので、日本共産党茨城県は「地域医療を破壊する。再検証に強く抗議し、撤回を求める」と申し入れを県庁に行いました。

それぞれの病院が持つ歴史的な役割や機能が失くさぬよう、再編断れりきの再編の抑しつぎをやめよう、と求めるべきと強調。名前のおろした病院間などをとり、関係取りや撤回「厚生」を



願いのあるところ どこへでも
日本共産党茨城県の「アクト」

△学生系中和病院を訪問。病院が地域で果たしている役割や独自に取り組んでいる特別な医療活動などについて理解。2019.11.8

△信吾と地域をつなぐモデル事業・大和町田の「ヒサがた」を訪問。経緯を聞かせていただきました。2019.8.22



各議員提供の署名の取りまとめを最優先し、委員に署名

**茨城県平和委員会へ
自治隊員適格者名簿提供状況**

◆関係拒否：なし
◆閲覧のみ：三郷町・安井町・川西町・川原木町・吉野町・曾根村・川上村・町池川村・下北山村

◆適格者名簿抽出状況：茨城県市・大和郡市・総務市・総務市・平井町・三郷町・高野町・大洗町・下市町・御枝村・明日香村・天川村・茨城県市・上北山村・十津川村

◆紙媒体で提供：天理市・生物市・大和郡山市・香芝市・葛城市・五條市・上牧町・河合町・玉串町・広陵町・山添村・黒滝村

1日、履原孝幸研究所の新しい所長に就任しました。ところが就任が自衛に動かす旨に合ったことが判明。

◆井上孝幸氏は専業主婦を「人事制」は100万4900円を超え、税金の負担とされているが、どんな条件で適用しているのかとたずねました。

◆知事は答弁に期待している答弁しましたが、雇用条件については個人情報理由に頼らなされませんでした。これに日本を代表する研究所としての役割が果たせるのか疑問です。

◆履原孝幸研究所の新社長
2カ月と1日の出勤
1待期が来たときの待期間
文化庁長官の書面掲載が8月

自治隊員への適格者名簿提出問題 県と市町村の対応は 書きを戦場に送るのに加担すべきではありません

自治隊員への適格者名簿提出問題 県と市町村の対応は書きを戦場に送るのに加担すべきではありません

自治隊員への適格者名簿提出問題 県と市町村の対応は書きを戦場に送るのに加担すべきではありません

明をまきという会議を開いていることを明らかにしました。

◆日本共産党茨城県は個人情報保護の観点から、このような取り扱いは真実を述べないで、

◆履原孝幸研究所の新社長
2カ月と1日の出勤
1待期が来たときの待期間
文化庁長官の書面掲載が8月

請願者による請願の趣旨説明 実施へ一歩前進

請願者による請願の趣旨説明 実施へ一歩前進

県立高校に関する請願
一趣旨説明も認めず
不採択の暴挙

9月定例県議会には、県立高校に関する請願4本が提出されました。請願は、県立県立高校体育館の耐震化を求めたり、や、普通科定数の大幅削減の見直しを求めたり、関係者の意見を反映させることを求めたり、生徒や保護者の切実な思いを反映した内容です。

請願は全て文書で、県議会（今井孝幸委員長）に付託されました。

請願者が出され、全ての委員が認めませんでした。

◆全館と目をやると、請願者が請願の趣旨説明をおこなっている議会がめります。

◆請願者が付託された委員会を趣旨説明をおこなうことは、開かれた議会とするために大切なこと。県立県立議会議員は「委員の承認があれば請願者の趣旨説明を認めることができる」となっています。今回、請願者が代表が趣旨説明をするべく準備をしましたが、委員に認められず、今井委員長以外の委員の反対により、実現しませんでした。

県民の声が届く
県議会めぐり

今井孝幸委員長として、議会の運営方針を定めた「会議規則」に基づき、請願代表者に趣旨説明を求めるときに委員が話を聞きましたが、委員から「時間がない」「一読読めると次から次々と

結局、請願の紹介議員である山村孝幸議員が趣旨説明。質疑はほとんどなく、今井委員長を除く全委員が不採択しました。

10月7日の本会議で請願採択を求め討論にたった山村議員は、生徒代表から要請書が提出されていることや、請願採択をめぐって混乱が起きていることなどを示し、「関係者の声にもっと

耳を傾けるべき」と請願の採択を求めました。採決の結果、日本共産党の4議員と日本維新の会の一部議員が賛成となりました。反対多数を不採択となりました。

◆請願者による趣旨説明も認めず不採択という県議会の暴挙に、関係者からは怒りの声があがっています。

◆後日、日本共産党は各会派の代表が協賛する各派代表者会議で「時間を限っても、請願者に趣旨説明を求めべき」と議案運賃の改善を申し入れました。

◆議論の結果、請願の請願者による趣旨説明は「委員会を経て決める」から「議会運営委員会に申し入れて決める」、「紹介議員の説明では補えない場合から分間の納限付きで認める」に変更されました。

◆30数年間おこなわれず、「陋習」の時代に終わったことがある、という請願者による請願の趣旨説明が、今後、県立県立議会でも実現するかもしれません。重要なルールの見直しになります。

◆引き続き、県民の声が届く議会をめとして奮闘する決意です。

政務活動日記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

| | | | | | |
|-----------------|--|--------|----------|----------|-------|
| 年 月 日 | 2019年12月10日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 「小林照代の県議会だより」2019年11月号 (NO.17) 54000 枚 | | | | |
| 対象者 | 奈良県民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (51000 枚)、駅頭配布・ポスティング (3000 枚) 他 | | | | |
| 発行目的 | 9月定例県議会における日本共産党奈良県会議員団と小林照代県議の論戦、新年度奈良県予算案についての議論、政策提言、政務活動を広報し、広く県民の意見・要望を聞くため | | | | |
| 按分率の説明 | すべて政務活動と調査活動の報告 | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月議会でおこなった代表質問の質問と提案を紹介し、意見と要望を聞く ・ 奈良市庁舎の耐震化問題で知事がおこなった奈良市政への介入を地方自治法に反する越権行為だと批判し、改善を求めた。 ・ 相次ぐ災害へ害から住民の命と財産を守るための、避難所の環境改善、運営改善で提案するなど県が取り組むべき課題について質問をした。 ・ 子どもの命と未来を守るために、待機児童解消・保育士の確保対策の推進、子どもの虐待などに対応する相談センターの体制強化を具体的に提案した。 ・ 県内の公的病院を訪問、また高田子どもセンターを訪問し、施設関係者と懇談したことを写真等で報告した。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 154275 円 | 51000 枚分 | 84 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷 | 196900 円 | 54000 枚分 | 89 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | ※ 100%充当 合計 351175 円 | | | | |
| 備考 | 添付資料：「お元気ですか小林照代です (小林照代の県議会だより)」2019年11月号 (NO. 17) | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。



お元気ですか 小林てるよです

日本共産党奈良県議会議員

小林 照代の県議会だより

ブログ：小林てるよのブログ 小林てるよ 検索

2019年11月
NO. 17

日本共産党奈良県議会議員団

奈良市登大路30

奈良県議会内

tel 0742 (27) 5291

fax 0742 (27) 1492

naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

知事による奈良市政への関与

地方自治法に反する 越権行為です

奈良市庁舎の耐震化問題

その上、奈良市議会の総務会にも出席して、県の「奈良千里」の考え方を立て、移転・建て替えを議論した。

がある中、県の関与について規定した地方自治法を無視する越権行為ではないかと質した。

仮設体育館は法を確保は難し
しかし、現在の体育館は1、2階あわせて2000平方メートル、仮設の木製体育館は3分の1の広さで、30年程度の活動は困難。授業や部活動に大きな影響を及ぼします。

仮設体育館は法を確保は難し
先ほど述べた方針をいかに実現するよう努力は必要であるとはならない」と、仮設体育館の計画をすすめる意向を断言した。



代表質問に答える
小林照代 議員

9月定例県議会 代表質問

奈良市庁舎の耐震化をめぐる知事が「現地で改修のみ」の移転・建て替えの方が安心な得策」と記者会見のなかで提案。

奈良市庁舎の耐震化をめぐる知事が「現地で改修のみ」の移転・建て替えの方が安心な得策」と記者会見のなかで提案。

奈良高校の仮設体育館計画は中止して 現体育館の耐震補強を！

奈良市庁舎の耐震化問題

奈良市庁舎の耐震化問題

奈良市庁舎の耐震化問題

奈良市庁舎の耐震化問題

災害から命を守るために

地震、台風、豪雨と自然災害がいつき、日本列島を襲っています。災害から住民の命と財産を守ることは自治体の使命です。

大規模災害による「直接死」を防ぐことは第一に重要ですが、最近では「間接死」が増加しています。その原因の一つが「避難所の環境」です。

避難所の環境、運営の改善

避難所の環境、運営の改善

避難所の環境、運営の改善

くもりのち晴れ

10月からの消費税の引き上げに合わせて幼稚園・保育園の無償化がはじまりました。幼稚園や認可保育園などに通う3歳〜5歳までの子どもは世帯の所得にかかわらず、利用料が無償となります。

小林てるよ事務所のご案内
奈良市富雄元町2丁目1-12和川ビル2-0号
tel 0742 (47) 5884 fax 0742 (47) 7722

小林てるよ

速報
木造仮設体育館建設の人心が不安で、業者が法をまみりまはさず、このため県は、これ以上返らせることはできないとして、木造仮設体育館建設にこだわらず、現体育館の耐震補強を含めて、耐震体育館の計画を抜本的に見直すことになりました。

(1) 待機児童解消・保育士の確保

2015年4月、保育所に入れな待機児童問題の解決をめざすとした「子ども・子育て新支援制度」がスタートし、5年目になりますが、待機児童は未だに解消していません。

2016年2月、「保育園おちた、日本死ぬ」のブクがきっかけとなり、保育所の待機児童問題は、大きな世論となりました。

国は、2016年3月、「待機児童解消に向け、緊急的に対応する施策」を打ち出し、2017年度末を目標に、「待機児童ゼロ」宣言をしましたが、これも達成できず、「2020年度末」までにと先送りしました。

しかし、厚生労働省が発表した認可保育所などに入所できない待機児童は2018年10月1日時点で47198人であり、「ゼロ」目標に遠い付いていません。奈良県では2018年4月現在、待機児童は198人。そのうち0歳～2歳児が163人と8割を超えています。

待機児童解消の異通しと待機児童解消の障害となっている保育士不足について、保育士の確保と処遇改善を求めた私の質問に、橋本こども・女性局長は「要因は、潜在的な保育要求の増加や保育士不足であり、保育需要に応じた施設整備や保育士確保ができるよう、市町村を支援する」との考えを示しました。

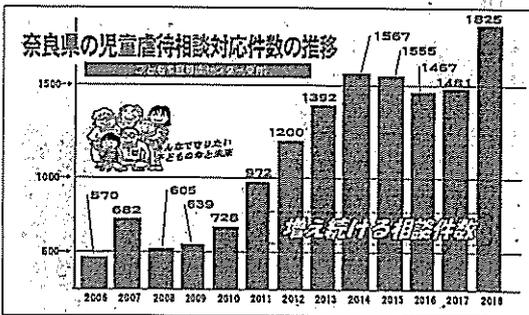
(2) こどもの虐待防止に「センター」の体制強化を

＜早急に児童福祉司の増員を＞

虐待によって命を奪われる事案が相次いでいます。

全国の児童相談所の対応件数は1990年度の統計開始から28年連続増となりました。奈良県の2018年度の対応件数も前年度比28.2%増の1825件で過去最多。県内市町村の対応件数も前年比9.8%の伸びで、計2643件に上っています。【下グラフ参照】

一方、児童相談所で児童虐待や障害児相談、非行相談などすべての相談に対応する児童福祉司の数は大変不足しています。



子どもの命・未来を守るために！



奈良県の中央、高田の2つの「こども家庭相談センター」では、一人当たりの対応件数が約60ケース。国が目標としている40ケースを大幅に上回っており、代表質問では、早急な増員を求めました。



＜高田こども家庭相談センターの一時保護所の設置と執務環境の改善を＞

国の「児童虐待防止体制総合強化プラン」により、人員増がはかられるなかで、中央と高田の両こども家庭相談センターともに、執務室が手狭になり、相談対応に支障がある状態です。その上、高田のセンターには一時保護所がありません。

代表質問では、一時保護所の設置を含めた高田こども家庭相談センターの施設全体の改善を求めました。

これに対して橋本こども女性局長は、児童福祉司については、今年度1名の合格にとどまっておき、再募集で人員の確保に努めており、法定配置基準を満たす児童福祉司の確保に計画的に取り組む。また、高田こども家庭相談センターの執務環境の改善については、国が配置基準としている児童福祉司を確保した際、検討をしていくと答弁しました。

幼児教育・保育の無償化 スタートしたけれど

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。「保育所の無償化」にもなっており、次のような問題が発生しています。

＜1＞ これまで保育料に含まれていた給食費が実費徴収されることになったことです。これまで、おやつやおかず代にあたる副食費は自治体が徴収する保育料に含まれていました。国が、年収360万円相当世帯までは副食費の負担を強いるのは、子育て支援に逆行します。「子どもも楽しく食べられるように」と今、全国で保育園副食費助成が広がっています。奈良県内でもいくつかの自治体が給食費補助を実施しています。

＜2＞ 給食費の実費負担にともない、給食費の滞納を児童手当から徴収する動きも進んでいます。徴収は保護者からの申し出があった場合しか認められませんが、対象となるすべての保護者に決めるのではなく、実態をみて保護者に事前同意を求める自治体が一方向的に決めるのではなく、実態をみて保護者と議論して決めるべきです。

＜3＞ 幼稚園の中でも規模の小さい「幼稚園類似施設」は、今回の無償化の対象となりませんでした。奈良市内にもそのような施設があります。長年、地域の子育てを担ってきた幼稚園に準ずる施設が「対象外」になることは容認できないことです。国に対して「実態把握に努めて、これらの施設への支援を検討すべき」と求めていきたいと思います。



高田こども家庭相談センターを訪問

大和高田市にある奈良県高田こども家庭相談センターを訪問。【上写真：右から2人目が小林照代県議】こどもの安全と安心を守るために必死の取り組みが行われていることを改めて学ばせていただきました。マスコミなどで報道される痛ましい虐待死亡事例が立て続けにおこっていること、児童虐待への社会的関心が高まり「通告」や「相談」が増加していることなどにより、センターの役割が注目されています。人員と機能の充実がまったなしです。

願いのあるところ
どこへでも

小林てるよのフットレポート

小林照代議員の活動 取り組みを写真で紹介。



厚生労働省が9月26日、病床数を削減することを目的に、全国の公立・公的病院の再編・統合の必要性についての「再検証」をした結果として、424の病院の再編が必要と、その病院名を公表。県内5病院を含んでいました。

10月7日、共産党県議団は「公立公的病院の再編統合の押しつけをやめるよう国に求めるべき」と、荒井知事に要望しました。地域の病院は、厳しい現状のなか、地域医療を支える努力を続けています。再編統合ではなく、医師・看護師確保など医療体制拡充の支援こそ求められています。

地域の病院を守れ！

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

| | | | | | |
|-----------------|---|--------|---------|---------|------|
| 年 月 日 | 2020年2月10日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 「小林照代の県議会だより」2020年1月号 (NO.18) 53500枚 | | | | |
| 対象者 | 奈良県民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (51000枚)、駅頭配布・ポスティング (2500枚) 他 | | | | |
| 発行目的 | 12月定例県議会における日本共産党奈良県会議員団と小林照代県議の論戦、議会 (本会議、委員会) 質問、政策提言、政務活動を広報し、広く県民の意見・要望を聞くため | | | | |
| 按分率の説明 | すべて政務活動と調査活動の報告 | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・12月議会の本会議、委員会質問と提案を紹介し、意見と要望を聞く。 ・県がおこなった政治意識調査が憲法の内心の自由に抵触すると指摘、引き続きの調査と集約を中止するよう求めた。また、他会派と共同し、引き続きの調査を中止するよう求める決議を提案し、議決を求めた取り組みを紹介し、意見を求めた。 ・厚生委員会に報告された社会的養護推進計画に対する考えを示し、意見を求めた。 ・子どもの命と未来を守るために、待機児童解消の取組について提案。災害から命を守るために、福祉避難所の設置を県内くまなく開設することを提案し、市町村設置状況の資料を示した。意見を求め、議会での議論にいかす。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収番号 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 154275円 | 51000枚分 | 110 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷 | 195800円 | 53500枚分 | 112 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | ※ 100%充当 合計 350075円 | | | | |
| 備考 | 添付資料: 「お元気ですか小林照代です (小林照代の県議会だより)」2020年1月号 (NO. 18) | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。



お元気ですか 小林てるよです

日本共産党奈良県議会議員

小林 照代の県議会だより

ブログ：小林てるよのブログ 小林てるよ 検索

2020年1月
NO. 18

日本共産党奈良県議員団
奈良市登大路町30
奈良県議会内
tel 0742 (27) 5291
fax 0742 (27) 1492
naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

くもりのち晴れ

年末に連日、一人暮らしの3人の方と80歳代の高齢者二人暮らしのご家庭を訪問しました。Aさんは80歳、1年前に在宅で介護していた夫がなくなり、自らも要支援になって、定期的に通院、遺族年金で何とかやりくり。Bさんは75歳、「私、70になりました」と、2人の子ともが「大親でも元気に育ってくれた」と嬉し返され、認知症がすすんできています。Cさんは70歳。夫の会社の倒産と裏切り、家族との断絶で体調をくわし、要支援で、ヘルパーさんの訪問が唯一のたよりです。88歳になるDさんは、要介護Ⅱ。最近、室内でくいて、背中を圧迫骨折、週1回の通院を要するまでです。誰もが医療費、介護費の負担が重くのしかかっています。最近のニュースでは、国は「全世代型社会保障の改革」といって、全世代を口実に75歳以上の医療費窓口負担を2割にする方針を打ち出しました。「社会保障のため」と言いながら、年金も医療も介護も、生活保護も改悪し、高齢者を苦しめる。『厚生労働省の「100歳まで健康で生き延びたい」』の声を、みんなで挙げていきましょう。

小林てるよ

小林てるよ事務所のご案内
奈良市富雄元町2丁目1-12細川ビル2-C号
tel. 0742 (47) 5884 fax. 0742 (47) 7722

12月定例県議会報告

2019年12月16日に開会した奈良県議会12月定例会について報告します。地域経済や私たちの暮らしにかかわる重要な問題が議論されました。

文化財保護法の一部改正がおこなわれ、あらためて保存と活用をどうすすめるかが問われています。政府は、観光立国を掲げ、文化財を観光資源として活用していく方向が強まっています。奈良県ではこれまで、貴重な歴史遺産を文化財保護法、古都保存法、風致地区指定などを守ってきました。しかし近年、奈良公園に一部の賞格層が利用する高級ホテル建設が進行され、住居は、自分たちが大切に守ってきた環境を守るルールを「奈良県が守るのか、納税できるのか」と、お叱りもまわす、批判が起きている。また、世界遺産の平城宮跡には、

文化財の保存と活用は、最も苦しいもの

文化財保護法の一部改正がおこなわれ、あらためて保存と活用をどうすすめるかが問われています。政府は、観光立国を掲げ、文化財を観光資源として活用していく方向が強まっています。奈良県ではこれまで、貴重な歴史遺産を文化財保護法、古都保存法、風致地区指定などを守ってきました。しかし近年、奈良公園に一部の賞格層が利用する高級ホテル建設が進行され、住居は、自分たちが大切に守ってきた環境を守るルールを「奈良県が守るのか、納税できるのか」と、お叱りもまわす、批判が起きている。また、世界遺産の平城宮跡には、

憲法の「内心の自由」に抵触する「政治意識調査」は中止すべき

記者会見で「調査は違法」と答える知事。調査結果が、どうも県民生活に活かされるかの説明もなく不透明。税金をつかった調査は認められず、中止をすべきだと迫りました。多くの議員が質問を取り上げ、その後、この「奈良県政治意識調査」については県民から監査請求をこの声があがっています。

代表質問では、文化財の保存と活用は住民の暮らしと深くかかわっており、文化財の活用は、市民や県民との共同・参加で活用をすすめるべきだと指摘しました。知事は「これからの文化財保護の体制の策定に取り組みにおいて、文化財保護法の改正で「文化財の保存と活用」は市町村で取り組む地域計画の策定により、地域住民の理解と協力を要するところが可能となり、市町村の地元の意識の醸成が大重要で、県は、そのために市町村を支援していくと述べて、市町村への責任転嫁と懸念を答弁にとどまりました。

文化財の防火対策推進を求める意見書を全会一致採択

日本共産党が提案した「文化財の防火対策の推進を求める意見書」を全会一致で採択しました。昨年、沖繩県の首里城火災をうけ、防火設備設置、人材の確保などを求めるものです。

予算要望書を提出しました

切実な願い252項目
新年の予算編成で具体化を！

県民の皆様から寄せられた要望（重点要望5項目、個別要望252項目）をまとめ、知事に提出、実現しました。新年度の予算編成の中で、具体化を求めました。地域防災力の抜本的強化のために市町村と県民を支援することなどを求めました。

子どもの命、未来を守るために



12月定例奈良県議会厚生委員会

待機児童をなくして、安全に過ごせる学童保育にしよう

共働きやひとり親家庭の小学生を放課後にあずかる放課後児童クラブ(学童保育)を希望したのに利用できなかった「待機児童」は全国で約1万8000人(5月1日現在)と過去最高を更新し、奈良県の待機児童は10市町村に93人と報告がありました。

また、学童保育の現状は施設、指導員の処遇、保護者負担などで大きな地域格差があり、放置されているのが実態です。

学童保育所の規模は省令基準で「おおむね40人以下」と定められていますが、全国では2割以上の施設が71人以上で運営されています。奈良県では267施設364クラスなかで27施設が71人以上との答弁がありました。規模の大きいクラスでは、争いや暴力的なトラブルの発生も多く、安全に過ごせる場所とするために、早急な改善が必要です。

保育所、幼稚園の無償化制度が始まり、学童保育需要も高まっています。「質」を確保したうえで「数」を増やすことが求められています。

社会的養護推進計画策定にあたって

奈良県社会的養護推進計画策定について厚生委員会に報告がありました。

増え続ける児童虐待を未然に防ぐために、親に対する子育て支援の充実を!

児童虐待が増えるなか、虐待を防止、未然に防ぐ対策と取り組みを強めることが必要です。

虐待の背景には、貧困・子育て困難と孤立、若年出産、暴力の容認などが複雑にからんでいます。虐待の子育てには、いくつかの課題がありますが、子育ての知識がない母親が増え、子育てに不安をかかえるなかで、親に対する子育て支援等の充実が強く求められます。ショートステイ、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て支援講座などの取組がすべての市町村で実施されるよう、県の意識的な支援を求めました。

さらに、一部の市町村が実施している【「よちよち応援隊」事業】、ゼロ歳児家庭(保育園を利用していない)への1回2時間(最大1.4時間まで)の家事支援(食事準備、片付け、洗濯、検診、買い物同行、育児援助など)の無料実施【育児・家事無料クーポン券発行事業】などの取組を紹介、県内市町村での実施について要望しました。

自立支援ホーム拡充と専門的スタッフ充実を!

自立支援ホームとは、家庭内暴力、発達障害、知的障害、児童養護施設不適応、保護者の養育拒否、保護観察、無国籍児、長期家出など様々な問題をかかえながら、自立をめざしている15歳~20歳の子どもたち

奈良の若者を戦場におくするな!

自衛隊員募集に当たって、市町村が域内の若者の名簿(住民基本台帳)を自衛隊に提出したり、対象者を抽出した名簿を閲覧させている問題で、市町村の担当者を集め、取組を促進するための会合を奈良県が開催し、取組の促進を図っています。



日本共産党議員団は知事に、この会合をやめて、個人情報を守り、安眠薬違法で自衛隊が戦地に赴く危険が益しているなか、奈良県の若者を戦地にかき入れるようなことがあってはならないと申し入れました。国に抗議に申し入れる計画

ちに、生活の場を提供し、暮らしのサポートをする児童福祉法上の施設です。

奈良県には、2013年に6名定員の男子ホームが開設され、2017年に6名定員の女子ホームが加わり、2か所しかありません。

児童養護施設を退所してすぐには行き場の見つからない若者。家庭の崩壊や虐待などで居場所のない子どもたちが増えています。奈良県社会的養護推進計画で奈良県は2024年までに「ホーム」3か所設置をめざす計画ですが、子どもたちにとって生きにくい社会の中で、子らの健やかな成長を見守る「最後の砦」である「ホーム」は、もっとも必要です。多様な相談と指導にあたる、量と質のスタッフの充実を主張しました。

災害から命を守るために

地震、台風、豪雨と自然災害が相次ぎ、日本列島を襲っています。

〈要援護者名簿と個別計画の策定を〉

災害発生時に自力で避難が困難な高齢者や障害者、妊婦や乳幼児、日本語に慣れない外国人など災害弱者に対する支援をすすめるため、自力避難が困難な「要援護者」の名簿(作成が2014年、災害対策法の改正で市町村に義務化されました)。

奈良県の39市町村のすべてで「名簿」が作成されています。また、国は要援護者の避難対策を強化するため、市町村が自主防災組織や民生委員等へ名簿を提供して、個別支援計画の作成を推奨する方針を示しており、県内実施状況を質しましたが、個別計画ができていないのは2団体のみ。一部作成と合わせても10団体にとどまっています。

個別支援計画の作成の推進を求めるとともに、計画の作成にあたってケアマネジャーなど福祉、医療の専門家の協力も求めました。

〈福祉避難所をどの地域にも〉

災害の犠牲者の多くが高齢者、障害のある人などであり、災害対策基本法施工令による高齢者、障害者、乳幼児その他の配慮を要する者=要配慮者が利用できる福祉避難所の設置が求められます。

県内市町村の福祉避難所指定状況(2019年3月現在)は、高齢者福祉施設132、障害者福祉施設37、児童福祉施設13、その他の社会福祉施設21、その他(公民館など)30、学校10の合計243か所。収容可能人員は1万5000人です。5町村にはありません。(国に要望)

内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(2016年4月)によれば、福祉事務所の指定目標について「地域における福祉避難スペース(室)については小学校区に1か所程度を目標とすることが望ましい」とされており、一般の避難所の一角に福祉避難スペースを確保するなどの検討を含めて、どの地域にも「要援護者」を受け入れられるよう整備するよう、強く求めました。

福祉避難所数

2019.3.31現在・県地域福祉課

| | |
|-------|-----|
| 奈良市 | 56 |
| 大和高田市 | 1 |
| 大和郡山市 | 4 |
| 天理市 | 10 |
| 橿原市 | 43 |
| 桜井市 | 7 |
| 五條市 | 9 |
| 御所市 | 13 |
| 生駒市 | 7 |
| 香芝市 | 10 |
| 葛城市 | 11 |
| 宇陀市 | 12 |
| 山添村 | 1 |
| 平群町 | 4 |
| 三郷町 | 1 |
| 斑鳩町 | 1 |
| 安堵町 | 2 |
| 川西町 | 1 |
| 三宅町 | 2 |
| 田原町 | 5 |
| 雲井村 | 1 |
| 斑鳩町 | 0 |
| 明日香村 | 5 |
| 高取町 | 0 |
| 上牧町 | 15 |
| 玉尋町 | 1 |
| 広陵町 | 6 |
| 河合町 | 1 |
| 吉野町 | 2 |
| 大滝町 | 3 |
| 下市町 | 1 |
| 黒滝村 | 2 |
| 天川村 | 1 |
| 野辺川村 | 0 |
| 十津川村 | 2 |
| 下北山村 | 2 |
| 上北山村 | 0 |
| 川上村 | 1 |
| 東吉野村 | 0 |
| 県計 | 243 |

*小林照代県議会報告への感想、ご意見、何でもお寄せください。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

| | | | | | |
|------------------|--|----------------------|---------|---------------|-------|
| 年 月 日 | 2020年2月10日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 「日本共産党奈良県議会だより」2020年1月 (NO. 109) (131200 枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良県民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (118800 枚) 、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚) | | | | |
| 発行目的 | 12月定例奈良県議会の提案、議論 (質問) 、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | 4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動) | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・12月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、意見書提案、討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・県民から寄せられた要求の実現を求めて、新年度予算編成にあたり「予算要望書」にまとめ、知事に提出。内容を紹介し、意見を求めた。 ・県民の内心の自由に踏み込む「政治意識調査」について、憲法に反するもので、自治体の中立性にも反しており、県がおこなうべき事業ではないことを指摘し、すべての事業の中止を求めたことを紹介し、意見を求めた。 ・12月県議会の議案に対する各会派、議員の論戦と態度を示した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 | | | | |
| 編集・制作・ 発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 89842 円 | 118800 枚分×1/4 | 109 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 74250 円 | 131200 枚分×1/4 | 111 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 合計 164092 円 (100%充当) | | | |
| 備考 | 会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年1月号 (No.109) | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

県民の命と暮らし最優先の敢く論戦

奈良県議会議員

いかに格闘してしよう。
年末の臨時国会は政府与党による桜を見る会私物化雑感が連発され、「消費増税など国民の暮らしが厳しいと侮た」等と国民の怒りが上がり、凶悪な森友会が支持

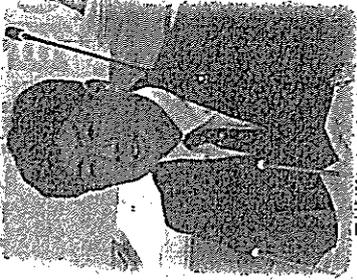
率を上回りました(各種世論調査)。
日本共産党はほかの野党とも力を合わせ、政治の私物化を許さず、国民の声が届く政治を構築し力を尽くす。

設備費の3割の入札が組まれている問題について「仮設体育館は設備不足で授業も部活も支障があり、夏休みシーズンなども休講のケチが頻りに増え修繕を求めている」と指摘

さらに、現県議会自身にあるP.E施設、ときのもりについて「売り上げ目標を達成しても県が支払っている数割の半分しかならず最初から計画に難があり、負担金の設定(後述)とは異なる」と指摘し、反論を突きつめました。

また、知事および副知事の給与および旅費に関する条例の改正については、消費増税など国民の暮らしが大変な中知事などの期せずのひき上げは国民の理解が得られず、反対しました。その他の議案は賛成しました。

奈良県体育館の対応は生徒・保護者の声を聴くべき 22議案のうち2議案に反対



反対討論にたつた太田健児議員

反対討論
太田 健児

12月定例県議会と、一般会計補正予算はじめる議案が提案されました。日本共産党議員は、一般会計補正予算と知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例等

の一部を改正する条例の議案に反対。賛成の議案には賛成しました。
一般会計補正予算について、大田議員が討論に立ち、2回に

渡り不調に終わった県立奈良高校校



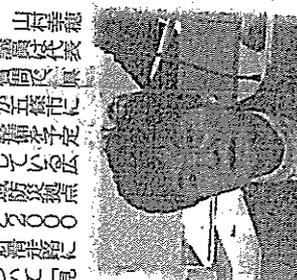
吉井知事に新年度予算に対する要望書を提出

知事への25の項目

- 1 安否確認の難
- 2 子育てと教育の連携
- 3 奈良の自然と文化遺産を豊かに保ち、活用は県民の暮らしを豊かに
- 4 県庁庁舎の建て替え
- 5 防災対策の抜本的強化

2項目にわたります。重要項目は次のとおり。

消費増税による防災拠点の整備を優先すべき 山村幸穂議員が代表質問



代表質問
山村 幸穂

山形県議員代表
山形県に
避難所を
ついで見

2018年12月臨時県議会議員選挙に就任した山村幸穂議員

山形県議員代表
山形県に
避難所を
ついで見
通しの立たない消費増税は県民にとって、防災拠点整備を優先すべきと問いました。
最新の自衛隊が構築する消費増税は、航空港に基いて空港と同等の整備を確保することになり、土地の確保など多大な費用が必要で、また、機材と整備に使用する機材奈良県の負担で整備する事も不現実です。
山村議員は「大規模災害発生時に、幸からの救済という新しい取り組みは御座いますか」とも質問されたことと建設的意見を述べましたが、自衛隊の訓練の場となる消費増税への県民負担はあります。
引続き、広域防災拠点整備の整備を求めます。
山村議員は「消費増税による多岐多岐の負担は、教育の負担とともに増えるべきです。教育費の負担は、国民健康保険の負担増、文化財保護行政、県原

2020年1月

日本共産党奈良県議会だより
No. 109

日本共産党奈良県議会議員団
代表議員 山村幸穂
副代表議員 多井光志
幹事議員 小森てるよ
会計議員 太田あゆし

630-6501 奈良市大田町の奈良県議員会
Tel: 0742(27)1492
F: 0742(27)1492
Eメール: naraken-jp@forest.ocn.ne.jp

| 議案番号 | 議案名 | 賛否 | 出席議員 | 欠席議員 | 出席議員 | 欠席議員 |
|------|-----------------------------|----|------|------|------|------|
| 1 | 一般会計補正予算(第3号) | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 2 | 一般会計補正予算(第3号)の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 3 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 4 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 5 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 6 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 7 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 8 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 9 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 10 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 11 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 12 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 13 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 14 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 15 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 16 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 17 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 18 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 19 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 20 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 21 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 22 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 23 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 24 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |
| 25 | 知事及び副知事の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案 | 可決 | 010 | 010 | 010 | 010 |

県民の内心の自由に踏み込む「政治意識調査」は中止を

促するハツキが固いことから「回答者が特定されているのか」との問い合わせもありです。

首長の好感度、デモ参加の有無など問う内容

奈良県が実施した「政治意識調査」に批判の音が寄せられています。この調査は県民2000人を抽出し郵送で返信を求めますが、その質問項目が各種選挙の投票先やその理由、首相・知事・居住地の市町村長の好感度、デモ集会参加や請願署名の経験の有無などに及んでおり、「答えたくない」「いったい何の分析に使用するのか」との声があがっています。

また、回答を保留していると返信を催

批判を受けて一部見直しも

山内幸徳議員は代表質問で「県民の理想や内心の自由に踏み込む内容で、行政の中立性に反し、これを県行政が実施することは認められない」と知事の考えをただしました。

荒井知事は「回答者の匿名性は保護した上でクロス集計し、投票意向に役立てる」「中止するつもりはなく、今後さらに市町村長や県議へのインタビューな

と2次調査を行う」と答弁しました。しかし、その後も報道が相次ぎ、県議会の最終日には「今後の執行中止を求める決議」が議員提案（決議案は18対23で否決）されるなど批判が増えられたことから、知事は後日の記者会見で今後行う2次調査の内容を一部変更する考えを示しました。日本共産党県議員団は引き続き、追及し

一般質問 大田 敬雄

大田議員は一般質問で、公立公的医療機関の再編案について取り上げました。

厚生労働省が企画する4病院（県内5病院）を名指しで再編案の検討としたことについて、県内市町村が分けていることを紹介し、「地域医療を支える医療機関の努力にと

地域再編統合の押しつけやめよ 公的病院の

大田議員が一般質問

なるべき」「病床削減ありきの統合再編の押しつけをやめよう」と求めるべき」と知事の考えをただし

また、荒井知事は「公的医療機関のそとなく民間も含め医療機関の分化と再編に取り組み、全国の手本となる『地域医療構想』を実現したい」と述べましたが、政府による統合再編の押しつけは民間病院も巻き込む危険な行政姿勢です。

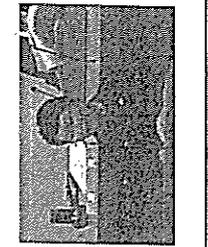
日本共産党議員団は1月初旬に、名前があつた若生会中病院と県総合リハビリテーションセンターを訪問、懇話しました。県内3つの若生会病院では「無料低額診療」を積極的に取り入れ、お金のあふなにかかわらず、安心して医療を受けることが出来る取り組みを行っていることなどの説明を受け、県総合リハビリテーションセンターでは築地として豊かな役割を果たしており、診療の質を確保して患者の医療が守られていくことを願っています。

大田議員は、今回の国の公立公的医療機関の縮小を導く医療機関名公表案、地域の規律と住民の声を踏まえない、「病床数」削減あり

文化財の防火対策推進を

日本共産党奈良県議員の意見書を全会一致採択

日本共産党が提案した「文化財の防火対策の推進を求める意見書」が全会一致で採択されました。議員団は10月31日に発生した沖繩県の首里城火災を受け、文化財の防火設備設置・更新や人材確保への支援を求める内容です。小林照代議員が本会議最終日に提案（左写真）しました。



意見書を提出する小林照代議員

と厳しく批判しました。

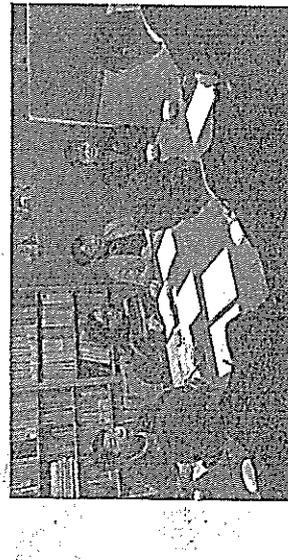
国保の基金積み増し「墨子分は県民の負担軽減に

厚生委員会 小林照代議員

小林照代議員は厚生委員会、国民健康保険の墨子分を積み立てる「財政調整基金」について「市町村の負担軽減に資するべき」と県の姿勢をただしました。

提案書は「基金は国保財政の安定を図る」と述べました。小林議員は改めて「墨子分の積立は住民の納付金であり、負担軽減に資するべき」と意見を述べました。

学校給食のチェックをしっかりとできない、農産物の小売まつり、大分県産品の販売を支援する、輸入農産物の買戻し



グリホサートなど発がん性物質のチェックを

日米FTA締結に際して、輸入小麦に含まれる発がん性物質「グリホサート」の基準が緩和されたことにより、学校給食への影響が懸念されています。新日本婦人の会が県教育委員会に対し、学校給食の安全確保を申し入れました。奈良県では現在、グリホサートに残留して検出項目を増やすとともに、パン食に使用する県産小麦の品種改良に取り組んでいます。輸入小麦との価格競争が大きく、ほとんど生産されていません。が進んでいません。安全な食料は日本の大地から、立場で農業を大切にすることを決意です。

2019年度事務所状況報告書

会派・議員名 小林 照代

| | |
|-------------------------|--|
| ① 務活動 事務所 | <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外 |
| ② 所在地 | 住所 奈良市富雄元町2丁目1番12号 2-C号 電話 0742(47)5884 延べ床面積 38.4㎡ |
| ③ 他用途との 兼用 | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ④ 所有区分 | <input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 ()) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無) |
| ⑤ 按分率の 考え方 | <input type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 38.4㎡ (a) うち政務活動使用面積 19.2㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 19.2/38.4 → 按分率 1/2 |
| ⑥ 事務所賃借料 の計上 | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会活動と面積分担で按分) |
| ⑦ 駐車場代の 計上 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:) |
| ⑧ 光熱水費・ 維持管理費の 計上 | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同様の考えで按分) |
| ⑨ 備考 | 毎年度末に同一条件での契約継続を相互で確認 |

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書 (店論) 新法による普通型賃貸借

1. 賃貸物件の表示

| | | | | | | | |
|-------|-------------------------|---------------------|-----------------------|----|-----------------------|----|---------------------|
| 住居表示 | 奈良市富雄元町2丁目1番12号 | | | | | | |
| 連の建物 | 奈良市富雄元町2丁目332番地1、332番地2 | | | | | | |
| 建物の表示 | マンション名 | 細川ビル | | | | | |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造徳屋根 4階建 | | | | | |
| | 床面積 | 1階 | 173.27 m ² | 4階 | 195.48 m ² | 7階 | 0.00 m ² |
| | | 2階 | 195.48 m ² | 5階 | 0.00 m ² | 8階 | 0.00 m ² |
| | | 3階 | 195.48 m ² | 6階 | 0.00 m ² | 9階 | 0.00 m ² |
| | 専有部 | 332番1 | | | | | |
| | 分の建物 | 建物種類 事務所・店舗 | | | | | |
| | 構造 | 2-C号 | | | | | |
| | 専有面積 | 鉄筋コンクリート造1階建 | | | | | |
| | | 2階部分 | | | | | |
| | | 38.4 m ² | | | | | |
| | 付属設備 | 別紙付帯物の通り。 | | | | | |
| | 特記事項 | 事務所以外の使用禁止。屋外看板禁止。 | | | | | |

2. 賃料その他の負担の概算

| | | | |
|----------|-----|------------|--------------|
| 賃料 | 月額金 | 90,000 円也 | (消費税含む。) |
| 管理費(共益費) | 月額金 | 0 円也 | (消費税含む。) |
| 駐車場 | 月額金 | 0 円也 | 第 号(別紙位置図参照) |
| 礼金(権利金) | 金 | 270,000 円也 | (消費税含む。) |
| 敷金(保証金) | 金 | 0 円也 | |

| | | |
|-----------------|-----------|----|
| 指定口座 | 三越東京UFJ銀行 | 口座 |
| (振込手数料は借主負担です。) | 口座番号 | |
| | 名義人 | |
| | フリガナ | |

3. 使用目的及び契約期間

| | |
|------|----------------------------|
| 使用目的 | 事務所 |
| 契約期間 | 平成23年5月1日 より 平成25年4月30日 まで |
| 引渡し | 平成23年5月1日 まで |

4. 特約事項

- 第1条 借主は、本物件の賃貸借期間中は、賃貸借契約時に締結した保証委託契約を継続するものとする。(2年毎更新、更新時賃料の50%)
- 第2条 借主は店舗総合保険に加入すること。(2年毎更新)
- 第3条 借主は紛失した場合、鍵を交換し、その費用は借主とする。但し鍵交換をした場合は貸主に報告し鍵を1本預けるものとする。

貸主

借主

小林 照代

重要事項説明書を確認の上、標記表示不動産(以下本物件という)につき下記の通り賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、貸主、借主各自署名捺印の上各1通を保有する。

平成23年4月29日

貸主(甲)

住所

氏名

電話番号

借主(乙)

住所

氏名

電話番号

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

実印

契約者以外の同居者

| 氏名 | 年齢 | 性別 | 続柄 | 勤務先 |
|----|----|----|----|-----|
| | 才 | | | |
| | 才 | | | |
| | 才 | | | |
| | 才 | | | |

紹介業者

紹介業者

免許番号
住所
商号
代表者

免許番号
住所
商号
代表者

取引主任者
登録番号

取引主任者
登録番号

2019年度 (5月以降分) 雇用状況報告書

会派・議員名 小林 照代

| ① 雇用者 | 氏名 住所 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-------|-------------|-------|-------------|----------|------|-------|------|----------|------|------|------|----------|------|-------|------|----------|------|-------|------|----------|------|-------|------|
| ② 雇用形態 | <input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 雇用期間 | 2019年5月1日～2020年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 職務内容 | 会派の政務調査活動と同関連事務補佐 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 給料 (賃金) | 1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 按分率の考え方 | <p><input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合</p> <p>政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月 (16日)</td> <td>73.0</td> <td>117.0</td> <td>44.0</td> </tr> <tr> <td>6月 (15日)</td> <td>64.0</td> <td>96.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>7月 (19日)</td> <td>78.0</td> <td>116.5</td> <td>38.5</td> </tr> <tr> <td>8月 (18日)</td> <td>65.0</td> <td>108.0</td> <td>43.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (17日)</td> <td>74.0</td> <td>114.5</td> <td>40.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合</p> <p>政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /</p> | 月 | 政務活動時間 | 出退勤時間 | その他の時間 (参考) | 5月 (16日) | 73.0 | 117.0 | 44.0 | 6月 (15日) | 64.0 | 96.0 | 32.0 | 7月 (19日) | 78.0 | 116.5 | 38.5 | 8月 (18日) | 65.0 | 108.0 | 43.0 | 9月 (17日) | 74.0 | 114.5 | 40.5 |
| 月 | 政務活動時間 | 出退勤時間 | その他の時間 (参考) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月 (16日) | 73.0 | 117.0 | 44.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 (15日) | 64.0 | 96.0 | 32.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 (19日) | 78.0 | 116.5 | 38.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8月 (18日) | 65.0 | 108.0 | 43.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 (17日) | 74.0 | 114.5 | 40.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 添付書類 | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出 | <p>上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。</p> <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨ 備考 | 政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2019年度 (5月以降分) 雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 小林 照代

| ① 用者 | 氏名 住所 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|----------|-------------|-------|-------------|-----------|---------|----------|---------|-----------|------|-------|------|-----------|------|------|------|----------|------|-------|------|----------|------|------|------|----------|------|-------|------|
| ② 雇用形態 | <input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 雇用期間 | 2019年5月1日～2020年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 職務内容 | 会派の政務調査活動と同関連事務補佐 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 給料 (賃金) | 1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 按分率の 考え方 | <p><input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (19日)</td> <td>74.0 時間</td> <td>117.0 時間</td> <td>43.0 時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (16日)</td> <td>75.0</td> <td>104.0</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>12月 (17日)</td> <td>74.0</td> <td>95.5</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>1月 (19日)</td> <td>70.0</td> <td>106.0</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>2月 (17日)</td> <td>65.5</td> <td>88.0</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>3月 (20日)</td> <td>86.0</td> <td>113.0</td> <td>27.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /</p> | 月 | 政務活動時間 | 出退勤時間 | その他の時間 (参考) | 10月 (19日) | 74.0 時間 | 117.0 時間 | 43.0 時間 | 11月 (16日) | 75.0 | 104.0 | 29.0 | 12月 (17日) | 74.0 | 95.5 | 21.5 | 1月 (19日) | 70.0 | 106.0 | 36.0 | 2月 (17日) | 65.5 | 88.0 | 22.5 | 3月 (20日) | 86.0 | 113.0 | 27.0 |
| 月 | 政務活動時間 | 出退勤時間 | その他の時間 (参考) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 (19日) | 74.0 時間 | 117.0 時間 | 43.0 時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 (16日) | 75.0 | 104.0 | 29.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 (17日) | 74.0 | 95.5 | 21.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 (19日) | 70.0 | 106.0 | 36.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月 (17日) | 65.5 | 88.0 | 22.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 (20日) | 86.0 | 113.0 | 27.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 添付書類 | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出 | 上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨ 備考 | 政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

政務活動補助業務賃金台帳(2019年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

| 雇用者氏名 | 住所 | | 生年月日 | | 性別 | 賞与1 | | 賞与2 | | 合計 | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | | 12月 | 1月 | 2月 |
| 労働日数 | 16 | 19 | 15 | 19 | 17 | 18 | 17 | 16 | 17 | 19 | 17 | 20 | |
| 労働時間数 | 73.0 | 78.0 | 64.0 | 74.0 | 74.0 | 65.0 | 74.0 | 75.0 | 70.0 | 70.0 | 65.5 | 86.0 | |
| 時間外労働 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 休日労働 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 深夜労働 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 基本給 | 131,400 | 140,400 | 115,200 | 133,200 | 133,200 | 117,000 | 135,000 | 135,000 | 126,000 | 126,000 | 117,900 | 154,800 | |
| 時間外手当 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 通勤手当(課税) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 通勤手当(非課税) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 課税合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 非課税合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 総支給額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 健康保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 介護保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 厚生年金保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 雇用保険保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 社会保険料合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 課税対象額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 所得税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 市町村民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 控除額合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 差引支給額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 領収印 | | | | | | | | | | | | | |

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

(出向者)

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 住所
[Redacted]

(出向期間)

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2019（平成31）年5月1日から2020（令和2）年3月31日までとする。

(出向先事業所名及び所在地)

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。
事業所名 日本共産党奈良県委員会
所在地 奈良市登大津町30奈良県庁内（議会議員団 日本共産党議員控室）

(身分)

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

(勤務等)

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

(年次有給休暇)

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

(賞金及び賞与)

第八条 出向者の賞金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局長として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動をとの厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

(社会保険の附保等)

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

(出向期間中の費用)

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(権利厚生)

第十一条 出向者の権利厚生については、甲の規定を適用する。

(説明)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

(1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。

(2) 該当するとき。

(3) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。

(4) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。

(5) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

(1) 甲から乙への連絡調整事項

イ 出向者の履歴に関する事項

ロ その他乙から求められた事項

(2) 乙から甲への連絡調整事項

イ 出向者の乙における業務内容

ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇

ハ 出向者の勤務状況

ニ その他甲から求められた事項

(解雇の廃止)

第十四条 この覚書に関して協議が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2019（平成31）年5月1日

甲 所在地 奈良市登大津町2番16号

事業所名 日本共産党奈良県議員団

代表者 委員長

乙 所在地 奈良市登大津町30奈良県議会議員団

事業所名 日本共産党奈良県議会議員団

代表者 県議会議員

代表者 県議会議員

代表者 県議会議員

代表者 県議会議員

小林 照代

大田 敦

印

印

印

印

印

印

印

印

印

